

幸手市特別職報酬等審議会 議事録

- 1 会議名：第3回 幸手市特別職報酬等審議会
- 2 開催日時：令和7年11月20日（木）午後3時～午後3時15分
- 3 開催場所：幸手市役所 第二庁舎2階 第1会議室
- 4 出席者
幸手市
総務部長、事務局（庶務課長、人事給与担当3名）
委員（名簿順で記載）
梨本委員、中野委員、坂庭委員、出井委員、采谷委員
- 5 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 議題
 - ① 答申書（案）について
 - ② その他
 - (4) 閉会

内 容	
事 務 局	<p>定刻前ですが、本日の出席いただく委員がお揃いのため、審議会を開催したいと存じます。本日の出席委員数が※9名中5名の出席をいただいております。委員の過半数の出席を満たしておりますので、幸手市特別職等報酬審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、中山委員、瀬川委員、大澤委員、谷野委員からは欠席の旨をご連絡いただいております。</p> <p>(※飯塚委員については、令和7年10月31日付で辞職)</p>
事 務 局	<p>お配りしている資料は、次第のほかに、事前にお送りした答申書(案)の2点でございます。</p> <p>配布漏れ等ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第にそって進めさせていただきます。</p> <p>次第の2「会長あいさつ」になります。坂庭会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	<p style="text-align: center;">< 会長あいさつ ></p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>ご多用のところ、第3回「特別職報酬等審議会」にご参集賜り、ありがとうございます。</p> <p>本日は、議論の確実な取りまとめのため、会議の日程調整にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>第1回では、同規模団体との比較および物価・賃金動向等を踏まえ、改定の必要性を共有しました。</p> <p>第2回では、これを受けて改定額および実施時期を決定いただいております。</p> <p>本日は、その枠組みに沿い、答申書(案)を確認し、必要に応じて用語・表現を整える方向で進めていきたいと思っております。</p> <p>円滑な取りまとめに向け、ご協力賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の3「議題」に入りたいと存じます。</p> <p>議事の進行につきましては、坂庭会長をお願いいたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。 円滑に議事が進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。 これまでの審議会ですが、第1回審議会では、報酬等について「増額の改定が必要である」とのご意見を多くいただきました。 そして、第2回審議会では、改定額について、議員等は改定案②、市長等は改定案①とし、実施時期は令和8年4月1日を決定したほか、事務局において、次回までにこれまでの内容をまとめた答申書（案）を作成することを決定しております。 本日の第3回審議会におきましては、答申書（案）をご確認いただき最終的な答申内容を決定したいと存じます。 それでは、次第の3「議題 (I) 答申書（案）」について審議を始めたいと存じます。 まず、事務局から資料について説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、資料の説明をさせていただきます。 まず、1枚目は、答申書の頭紙として、確定次第、右上に番号と似付けを入れたものを作成します。 次に、2枚目は、「幸手市特別職職員の報酬等の額について（答申）」の通知文があり、次に別添として答申書案をつけております。 事前にお配りさせていただいておりますが、内容を読み上げさせていただきます。 少し長くなりますが、よろしくをお願いいたします。 1 はじめに 近年、深刻化する人口減少・少子高齢化の進展、複雑化・高度化する行政需要、物価上昇や民間賃金の動向等、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。このような状況下において、市民の負託に応える質の高い市政運営と議会活動を維持・向上させるためには、特別職（市長・副市長・教育長）及び議会議員の職責に見合った適正な処遇を確保することが重要である。 このような中、令和7年10月2日、市長から諮問された「幸手市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は適正であるかどうか」について、同日、10月23日及び11月20日の3日間にわたり、市民の代表である各委員は、公平不偏の立場を堅持しつつ、県内の市の状況並びに関東圏の類似団体等の状況、物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢も考慮のうえ、厳正かつ慎重に審議を重ね、次のような結論に達した。</p>

<p>事務局</p>	<p>2 改定の必要性について</p> <p>前回の平成29年4月の改定から約8年余りが経過し、行政を取り巻く社会情勢は変化を続け、複雑かつ多様化する住民の行政需要に応えるべく、市は様々な施策に取り組んでいるところである。</p> <p>二元代表制である、市長と議員で構成される議会の職務内容は、高度化、複雑化の一途をたどっており、果たすべき職責が大変重いことから、給料の額や報酬の額の水準は、適正に保たれる必要がある。</p> <p>現行の特別職の報酬額等は、平成28年度に開催された審議会で答申された報酬額等を平成29年4月1日から適用しており、それ以降、審議会の開催がされていない状況である。</p> <p>議員等の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、埼玉県内の同規模団体（10団体）、関東圏内の類似団体（6団体）における議員等の報酬の平均値と比較したところ、議員等についてはほぼ同水準もしくはやや上の水準、市長及び副市長についてはほぼ同水準もしくはやや下の水準、教育長についてはほぼ同水準であったため、据え置きとの意見もあったものの、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると、引上げもやむを得ないとの結論に至り、改定すべきであるという認識で一致した。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 改定額について</p> <p>議員等の改定額は、議長で436,000円（改定率0.93%）、副議長で385,000円（改定率0.79%）、常任委員会委員長で368,000円（改定率0.82%）、議員で356,000円（改定率0.85%）であり、社会情勢の状況を考慮し、それぞれ現行の額に、前回改定した平成29年から令和6年までの過去8年間の実質賃金の増減率（合計1.3%）を乗じて得た金額（千円未満切捨て）を上限とし、そこから同規模団体等の状況や当市の人口・予算規模等を考慮した金額をそれぞれ加算した額を改定額としたものである。</p> <p>また、市長等の改定額は、市長で844,000円（改定率0.60%）、副市長で731,000円（改定率0.55%）、教育長で699,000円（改定率0.43%）であり、改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、市長の給料を近隣市と同水準まで引き上げるものとし、副市長、教育長については、その勤務形態が一般職の職員と類似するものであることから、給与決定の原則である「職務給の原則」を適用し、市長との職責を考慮した額を改定額としたものである。</p>

事務局	<p>4 改定の実施時期について 改定の実施時期については、令和8年4月1日が適当である。</p>
事務局	<p>5 その他 幸手市特別職報酬等審議会の開催については、定期的（3年毎）に開催することで、県内の同規模団体の状況、物価高騰や賃金上昇などの社会情勢等を適切に反映させることが望まれる。 との意見を併せて示しております。 以上、答申書（案）についての説明となります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 委員の皆様からご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 質問等なし —</p>
会長	<p>ご質問等がないようですので、確認させていただきます。 最終的な答申内容として、ここにある内容で答申書の（案）といたしますがよろしければ委員の皆さんの挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 挙手多数 —</p>
会長	<p>多数（過半数以上）の委員さんが賛成ということであります。 そうしましたら、この内容で、答申書（案）とさせていただきます。 市長への答申になりますが、皆様のご了承をいただければ、日程の調整を改めてさせていただき、私のほうから市長に答申書を渡したいと思えますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">— 委員了承 —</p>
会長	<p>ありがとうございます。 そうしましたら、事務局と調整させていただきます。 また、大きな方向性は変更することはできませんが、細かな「てにをは」などの修正がありましたら今週中に、事務局に連絡をしてください。 私のほうで、精査したうえで答申書の修正をさせていただければと思います。</p>
会長	<p>これをもちまして、議題(1)答申書（案）について、終了とさせていただきます。 次に議題(2)その他について、事務局から何かございますか？</p>

事務局	<p>審議会の会議録について、ご説明いたします。</p> <p>これまでの会議録は、要約した形で会議録を作成いたしまして、坂庭会長、及び会長の職務代理者である谷野委員のご確認をいただいたうえで公開させていただく予定としておりますのでご報告いたします。</p> <p>以上になります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題(2)その他については、終了とさせていただきます。</p> <p>以上で、当審議会で議論すべきことは全て終了となります。</p> <p>委員の皆様には、3回にわたって、審議にご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。</p> <p>先ほど、坂庭会長からお話がありましてとおり、市長との日程調整をさせていただき、坂庭会長に答申書を渡していただくとともに、委員の皆様とその写しを郵送いたします。</p>
事務局	<p>つづいて、次第の5「閉会」になります。総務部長お願いいたします。</p>
総務部長	<p style="text-align: center;">－ 総務部長 閉会 －</p> <p>慎重審議いただき、また、10月2日の第1回から長期間に渡りまして、皆様にはご多用のところご審議いただきまして本当にありがとうございます。この結果を市長のほうにも速やかに報告させていただきます。</p> <p>令和8年4月1日からということですので、これにつきましては、議案として令和8年の第一回定例会の3月議会のほうに議案として提出をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、幸手市特別職報酬等審議会（第3回）を終了といたします。</p> <p>お忙しいところ、3回にわたって、ご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。</p>

会議の概要に相違がないことを証明するためにここに署名する。

令和 7 年 11 月 27 日

会 長 坂庭正浩

○ 職務代理者 谷野友昭